

入札のご案内

令和3年度 立木 第3回 資格付一般競争入札

令和3年11月12日(金)施行
日光森林管理署 二階会議室

入札開始 10時00分

入札締切 10時10分

国民の森林 国有林

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木です。

〒321-1274

栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署

TEL:0288-22-1069

FAX:0288-22-1072

公 売 公 告

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和3年11月12日(金)

入札開始 10時00分

入札締切 10時10分

なお、入札参加者は、入札開始前までに受付にて、5の入札参加の資格と、代理人入札を行う者は、9（ア）委任状の提出し資格等の確認を受けること。

また、入札締切時刻前でも、入札参加者の入札完了時をもって入札締切とし即時開札を行う。

2 入札及び開札の場所

日光森林管理署 二階会議室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒321-1274

栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署 総務グループ

(2) 到着期限 令和3年11月11日(木) 17時必着

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に売払番号を記入し入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書き、書留等配達記録が確認出来るもので送付して下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「立木公売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐）

エ 樹種（林齢）・数量（本数・材積）・収穫面積

物件毎の詳細については、別添「樹種別直径等明細書」をご覧ください。

オ 搬出期間

カ その他（分収造林・分収育林・官行造林の区分 法令制限等）

(2) 搬出条件等については、特約事項をご覧ください。

(3) 上記情報については日光森林管理署又は日光森林管理署ホームページ「林産物の売払情報」

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/koukoku1.html>)にて閲覧できます。

ただし、現物閲覧については、現地案内日程表のとおり行うので注意願います。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

なお、林産物の売払いに係る資格確認の交付については、関東森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/rinsanbutu-koji20191031.html>) 「国有林野事業における林産物の売払に係る競争参加資格審査の申請について」を御覧ください。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なお、この場合、競争参加資格の取り消し又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに、代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札（入札開始宣言前に確認を受けること）

イ 委任状を持参しない代理人のした入札（入札開始宣言前に提出して確認を受けること）

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札締切宣言後に入札した入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（3）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

1.0 契約の成立及び締結期限

（1）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（2）契約の締結期限は令和3年11月18日（木）までとします。

（3）契約書については、売買契約書（案）に必要事項を記入し、特約事項（特記仕様書・様式1・様式2を含む）と立木公売物件明細書、樹種別直径明細書、売払物件位置図を添付して作成する。なお、契約書の記載内容を確認したい場合は署の担当に問い合わせること。

1.1 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

1.2 代金の延納

（1）1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.64%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000㎡未満は6ヶ月以内、1,000㎡以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

（1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

（2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を日光森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

（3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を日光森林管理署長に提出して下さい。

1.4 入札関係規程等の閲覧場所（国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の産物売払規程、関東森林管理局署等競争契約入札心得、各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書））

日光森林管理署又は関東森林管理局のホームページ「林産物の売払情報」にて閲覧できます。
関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報>林産物の購入に関する留意事項
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>)

1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。

1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

日光森林管理署業務グループ（経営担当）

電話番号 0288-22-1069

FAX番号 0288-22-1072

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委任状

代理人氏名 _____

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 件 名 _____ 令和3年度 立木 第3回

3 入札に関する一切の件

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____
責任者等連絡先 _____

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項を記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

※ 印鑑省略の際は、責任者等連絡先を記載すること。

第 番札

入 札 書

売払番号 令和3年度 立木 第3回

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。
- 3 印鑑省略の際は、責任者等連絡先を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、関東森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所					面積 (h a)
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数 (本)	材積 (m3)	
	立 木				
	内 訳				
売買代金	売 買 代 金		円		
	う ち 消 費 税 抜 代 金		円		
契約保証金	免除 円				
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円		
		う ち 消 費 税 抜 代 金	円		
	民収分	分 収 額	円		
		う ち 消 費 税 抜 代 金	円		
分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者				

売 買 代 金 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	年 月 日
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	~ 日 間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以 上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	
	割 延 納 分	延納金額	円	延納期間	~ 日 間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以 上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法		売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	公売物件明細書の通りとする				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項					

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

日光森林管理署長

買 受 人

特 約 事 項

1 林地保全及び周辺地域の保全について

- (1) 買い受け物件の周囲の立木や、漸伐・択伐・間伐などの保存木などその他当該森林の保護に努め損傷しないよう対策を施さなければならない。
- (2) 搬出作業道に作設にあたっては、作業道を起因として表土の流出や林地の崩壊など下流域に影響を及ぼさないよう、地形、地質、土質等の条件を考慮し適切な排水処理、縦断勾配、切土高等で作設することとし、詳しくは「特記仕様書」に基づき作設すること。
また、作業期間中及び、作業完了後、仕様書に基づき作成されているかを、森林官がチェック表を中心に確認するので、指示を受けた内容について適切に処理すること。
- (3) 末木枝条、残材等を沢や土場等に放置することなく、流出や林地崩壊の原因にならないよう対策を施すこと。
- (4) 伐採区域界沿い及び歩道（作業道周辺含む）の末木枝条等は、伐採完了後に歩行の支障とならないように適切に処置すること。
特に、民有地含む区域外に末木枝条等を放置することが無いよう処理すること。
- (5) 「官民境界標識」の毀損、亡失等のないように作業をすること。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元すること。
- (6) 事業終了前には管轄する森林官等と現地確認を行うこととし、上記（1）～（5）について不十分な箇所は手直しを命ずる事があるので留意すること。

2 作業前手続きについて

- (1) 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、搬出支障木を買い受けることとし、管轄する森林官へ申し出ること。なお、調査及び販売手続きには時間を要し、搬出支障木についても支払い完了をもって引き渡しをすることとするので余裕を持って申し出ること。また、搬出支障木の調査・売払いは、1回を原則とします。
- (2) 作業着手前に管轄する森林官へ、様式1「立木販売箇所の作業計画届」及び、国有林内において林道の利用がある場合は様式2「無料利用請書」をそれぞれ提出すること。
- (3) 保安林及び国立公園（県立公園）に指定されている箇所等法令関係の手続きは国で行うこととするが、書類については買受人で作成するものとするので森林管理署の指示に従い作成すること。また、手続きに1ヶ月程度時間を要することに留意すること。
なお、買受人で手続きをすることも出来るが、手続きをした場合については、許可証等の写し（許可証が発行されないもの、又は、許可証だけでは申請内容を確認出来ない物については申請した書類の写し）を署に提出すること。

3 国有林外の利用について

- (1) 林産物や林業機械のトラック運搬については、運搬に使用する車両が運搬区間を走行できるか現地確認の上、入札すること。また、搬出に使う公道・農道・水路等は毀損の無い様に保護を行い、万一毀損等があった場合は買受人の負担で復元等補償をすること。
- (2) 私道・公道・民有地等を利用しての搬出については、買受人において所定の手続きや所有者との交渉を行うこと。なお、一般道上で作業する上での道路使用許可等（道路管理者や管轄警察に申請を行うもの）については、国が買受人に変わって申請書等を提出することが出来るが、買受人が書類を作成するものとし、申請相手先の指示に従い作成すること。
ただし、国で申請を行ったとしても買受人の責任が免除される訳ではないことと、手続きに時間を要することに留意すること。

4 契約立木の棄権等について

買い受けた物件については基本的に全て伐倒及び搬出することとするが、やむを得ず作業が困難な場合は、森林官及び森林管理署と協議の上、作業方法を決定する。なお、間伐については、森林の保育的な意味合いで実施しているため、切捨て間伐を実施すること。

また、搬出未済の物件は国に帰属するものとし、売買代金の返納は行わない。

5 安全について

(1) 労働安全衛生法や山林火災防止等に十分留意し作業を実行すること。万一、労働災害等が発生した場合は、速やかに該当森林官もしくは森林管理署へ連絡すること。

(2) 林道通行者や歩道、作業地周辺を確認し、入山者が予想出来る箇所については、伐倒・搬出作業中であり立入禁止であることを示す看板を設置すること。

(3) 狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と標示した看板等を作業地の入口等わかりやすい箇所に掲示すると共に、目立ちやすい服装をするなど十分対策を施すこと。

6 支払いについて

買い受け物件が分収林の場合の契約代金の納入について、国の持分については国の発行する納入告知書等により納入し、分収造林・分収育林契約者（以後「分収林契約者」）の持ち分については、分収林契約者が指定する支払い方法で買受人が直接支払うこととし、支払いに係る振込手数料等は買受人が負担すること。

なお、分収林契約者の都合で支払が出来ない場合は、速やかに署に報告し指示に従うこと。

7 物件の引渡について

(1) 物件の引渡について、みなし引渡を基本とし契約書の「売買物件の引渡方法」や「売買物件の引渡期間」について記載がない場合は代金納入日をもって、みなし引渡をしたものとする。

なお、物件の立会引渡を希望する場合は、入札後契約書作成前に速やかに担当に申し出て引渡日時等を協議し契約書に記載するものとする。作成後の変更は認められない。

(2) 代金納入が確認できるまでの引渡は認められない。なお、代金納入の確認には時間を要するため、早急に引渡を希望する場合は、振込した証明（納入通知書、銀行等が発行した振込依頼書、インターネットで振込した画面等）を署に提出することとする。また、証明未提出等により確認が遅れたとしても、みなし引渡日は支払日とする。

ただし、分収育林、分収造林等契約林については分収林契約者に支払いした証明を必ず提出すること。

8 列状間伐箇所について

(1) 現地については、標準地調査のみで選木については実施していない。伐採については2伐4残とするが、列の取り方については森林官または署と協議し買受者において選木すること。

(2) 列状間伐箇所区域内の搬出支障木については、伐採列が確認出来て買受木と支障木が区別出来る場合は実調査の数量とするが、確認が難しい場合は調査木から1/3を除いた数量とする。ただし、各経級の本数を調整し材積が2/3に近くなるよう計算するため、本数材積共に単純に2/3とした数量にならないことは留意すること。

9 その他

(1) 入札のご案内及び、国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の産物売払規程を適用する。

(2) 各現場の作業条件等は立木公売物件明細記載事項に記載してある。本特約事項より、各物件ごとの立木公売物件明細記載事項を優先とし遵守すること。

(3) 現地案内の際に提示する事項についても遵守すること。

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整 整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質

に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

作業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、担当森林官また森林管理署に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 作業終了時

洗掘や路肩崩壊を防ぐため、湧水が確認出来る部分や、登坂部分等に適宜水切りを入れ分散排水されるよう心がけ、一般道や林道に土などが流出しないように対処する。

一般道に面した箇所から作業道を作設した場合は、盛土

森林作業道作設時のチェック表

項目	確認内容	監督日と内容の適否					指示事項
		小班	小班	小班	小班	小班	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
伐開	① 伐開幅は、幅員に応じ必要最小限の幅となっているか						
幅員	① 幅員は3mまでとなっているか						
	② 林業機械での作業の安全性や作業性は確保されているか(作業区間は0.5m程度付加されているか)						
勾配・排水	① 縦断勾配は、木材を積載した車両が安全に走行できるか						
	② 縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっているか						
	③ 横断勾配は原則水平となっているか						
	④ 横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか						
	⑤ 下り走行のカーブの谷側は水平となっているか						
	⑥ 上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排水しているか						
切土	① 切土の法高は1.5m程度以内となっているか						
	② 法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土高が高い場合は6分(岩石3分))						
盛土	① 概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯で十分締め固めを行っているか						
	② 法面の勾配は、概ね1割となっているか(盛土高が2mを越える場合は1割2分)						
簡易構造物	① 構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか						
その他	① 土砂の流失、土石の転落防止は適切に行われているか						
	② 根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として活用されているか						
	③ 表土は真土と交互に概ね30cmごとの層毎にバケットで十分締め固めを行っているか						
	④ 根株は作業に支障がないよう固定されているか						
	⑤ 根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか						

注) 内容の適否は、適切が○、一部修正が必要なもの△、否が×を記載する。なお、△と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

無 料 利 用 請 書

申請者住所
氏名(名称)
連絡先(TEL)
申請年月日 年 月 日

承認者
承認番号 第 号
承認年月日 年 月 日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

国有林野所在地	
利 用 用 途	
国有林野面積	h a
利 用 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
利 用 者	住所： 連絡先(TEL)： 氏名又は名称：
添 付 資 料	実測図、位置図 ※国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号)第81条第1項第2号又は第3号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。
備 考	

条 項

- 1 利用承認を受けた国有林野(以下「利用承認地」という。)を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。
- 2 利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに日光森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第4項第1号若しくは第2号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。
- 3 利用者は利用承認地を返還するときは、日光森林管理署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないとき日光森林管理署長が認めたときは、この限りでない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
 - (1) この請書に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 5 利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として日光森林管理署長に納付すること。
- 6 前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。
- 7 利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく日光森林管理署長に届け出るものとする。
- 8 利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し日光森林管理署長の指示があったときは、それに従わなければならない。
- 9 日光森林管理署長又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあってもこれを拒まないこと。

令和3年度 第3回 立木公売物件一覧表

日光森林管理署

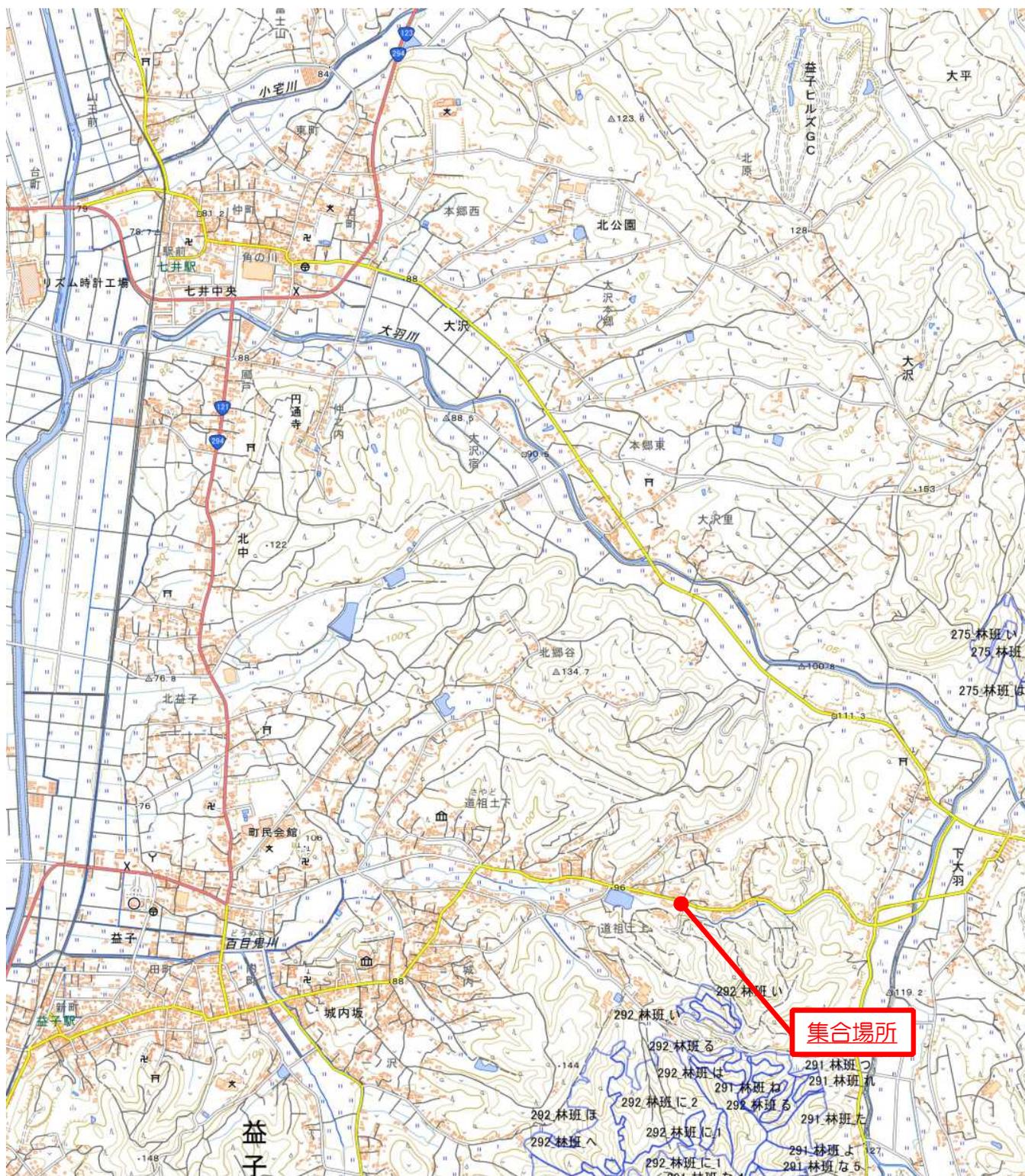
売払番号	担当区	物件所在地	伐採種	主要樹種 (林齢)	数量		収穫面積 単位:ha	搬出期間	備考
					本数 単位:本	材積 単位:m ³			
1	益子	益子町上大羽 字大川戸国有林 283〜2林小班	皆伐	スギ ヒノキ外 (54)	4,827	2,670.92	4.94	36ヶ月	水源涵養保安林 分収育林 (契約者数16人)
計					4,827	2,670.92	4.94		

現地案内日程表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
1	令和2年10月22日(金) 午前10時30分	栃木県芳賀郡益子町益子 フォレスト益子 北側駐車場 県道230号線沿い	益子森林事務所 森林官(益子) TEL:090-3431-8122

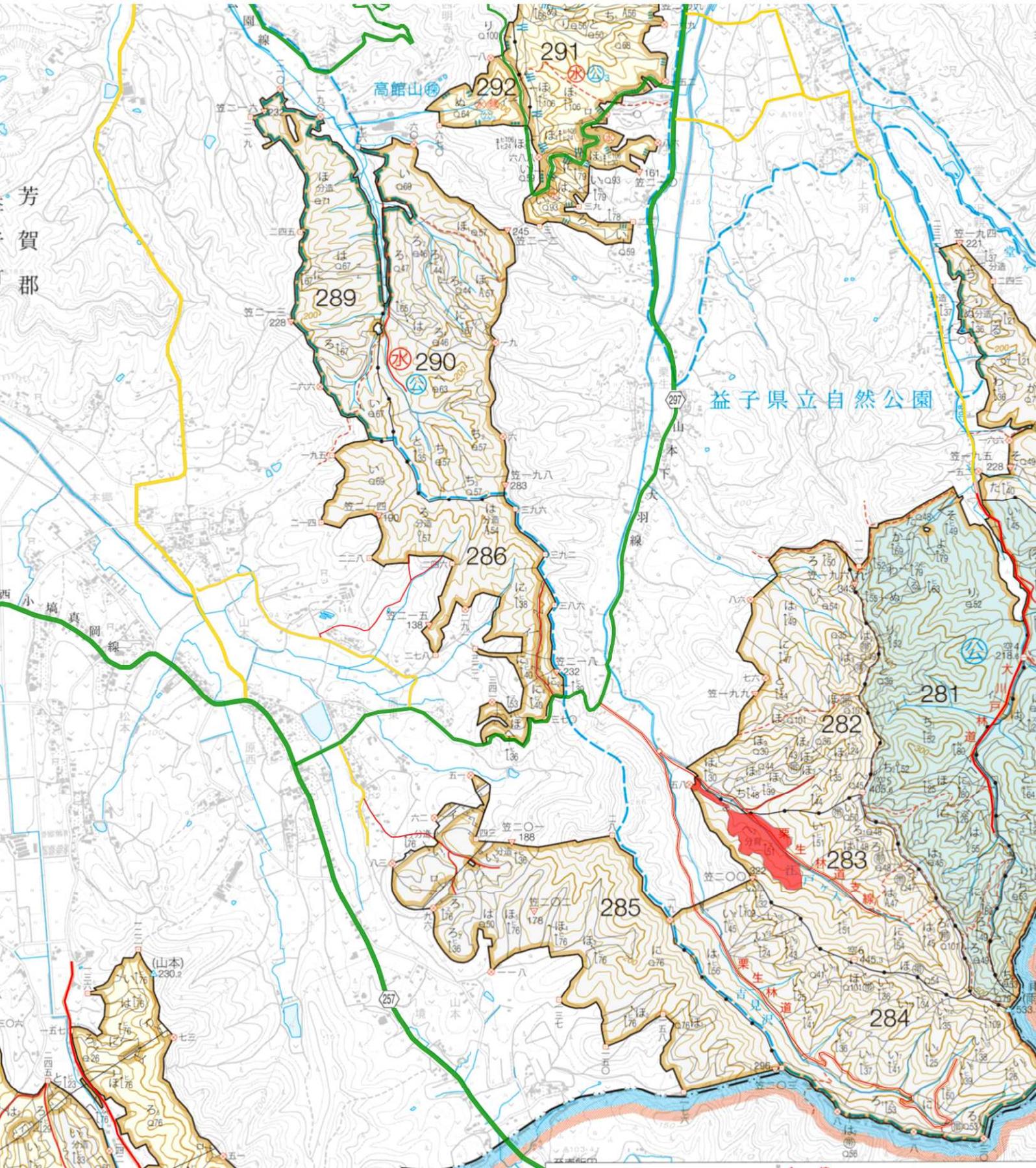
現地案内日程表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
1	令和2年10月22日(金) 午前10時30分	栃木県芳賀郡益子町益子 フォレスト益子 北側駐車場 県道230号線沿い	益子森林事務所 森林官(益子) TEL:090-3431-8122



売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	収穫面積 単位:ha	材積 単位:m ³	伐採種
1	芳賀郡益子町大字上大羽字大川戸国有林 283〜2林小班	4.94	2,670.92	皆伐



立木公売物件明細書

売 払 番 号 : 第1号

1 物件所在地 : 芳賀郡益子町大字上大羽字大川戸国有林 283〜2林小班

2 面 積 : 4.94ha 3 伐 採 種 : 皆伐

4 搬 出 期 限 : 36ヶ月

用材区分	樹 種	本 数	材 積	備 考
一般材 N	スギ	1,995本	1,457.22m ³	
	ヒノキ	2,044本	919.65m ³	
一般材N計		4,039本	2,376.87m ³	
低質材 N	スギ	423本	157.32m ³	
	ヒノキ	338本	126.60m ³	
	アカマツ	2本	1.60m ³	
低質材N計		763本	285.52m ³	
低質材 L	他L	25本	8.53m ³	
	低質材L計		25本	
合 計		4,827本	2,670.92m ³	径級については、樹種別直径等内訳書のとおり
特記事項等	分収育林契約林(契約者数16人) 水源かん養保安林(伐採については協議済み。作業道等形質変更は未協議)			

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

(毎木調査)

2 / 3

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種					
1	283へ2	54	4.94ha	皆伐					
樹 種	スギ				樹 種	ヒノキ			
用材区分	径級	樹高	本数	材積(m ³)	用材区分	径級	樹高	本数	材積(m ³)
一般材	12	12	3	0.21	一般材	12	12	1	0.07
	14	13	10	1.10		14	14	22	2.42
	16	15	32	5.12		16	16	51	8.67
	18	17	53	11.66		18	16	105	22.05
	20	18	132	38.28		20	17	225	60.75
	22	20	175	68.25		22	17	321	102.72
	24	21	223	107.04		24	18	346	138.40
	26	22	251	145.58		26	18	313	143.98
	28	22	204	134.64		28	18	268	142.04
	30	23	249	194.22		30	19	174	109.62
	32	23	177	152.22		32	19	90	64.80
	34	23	141	133.95		34	20	60	51.00
	36	24	113	124.30		36	20	30	28.20
	38	25	83	105.41		38	21	21	22.89
	40	25	69	95.91		40	21	7	8.33
	42	25	36	54.36		42	21	6	7.74
	44	25	17	27.88		44	20	2	2.62
	46	25	9	16.02		50	20	1	1.62
	48	26	6	12.00		50	21	1	1.73
	50	27	2	4.46					
50	28	1	2.31						
50	29	1	2.39						
52	25	2	4.44						
52	26	2	4.60						
54	25	1	2.37						
54	26	1	2.46						
58	28	2	6.04						
	小 計		1,995	1,457.22		小 計		2,044	919.65
低質材	10～ 38	9～ 25	423	157.32	低質材	10～ 42	9～ 21	338	126.60
樹 種 計			2,418	1,614.54	樹 種 計			2,382	1,046.25

樹種別直径明細書

(毎木調査)

3 / 3

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種					
1	283〜2	54	4.94ha	皆伐					
樹 種	アカマツ			樹 種	その他広葉樹				
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)
低質材	24〜	20〜	2	1.60	低質材	12〜	13〜	25	8.53
	40	21			50	19			
樹 種 計			2	1.60	樹 種 計			25	8.53
283〜2 (毎木) 計					用材区分	樹 種	本 数		材 積 (m ³)
					一般材	N	4,039	2,376.87	
					低質材	N	763	285.52	
						L	25	8.53	
					合計	N	4,802	2,662.39	
						L	25	8.53	
		計	4,827	2,670.92					

売払物件位置図

令和3年度 第3回 売払番号1

面積:4.94ha

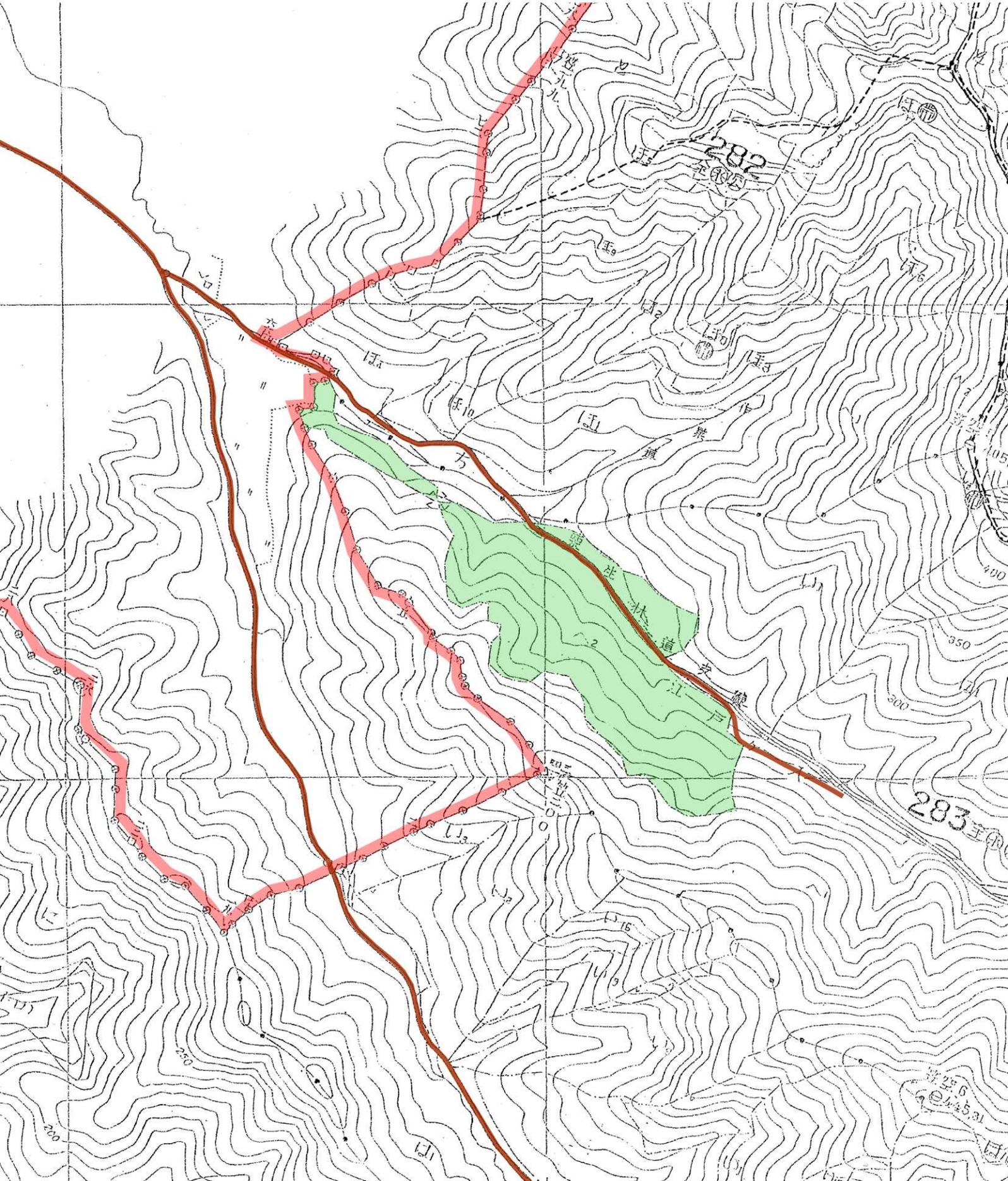
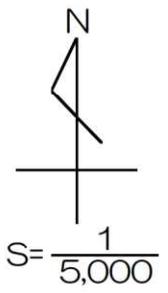
材積:2,670.92m³

伐採種:皆伐

林齢:54

代表樹種:スギ・ヒノキ外

物件所在地:芳賀郡益子町大字上大羽字大川戸国有林 283^ハ2林小班



売払物件位置図

令和3年度 第3回 売払番号1

面積:4.94ha

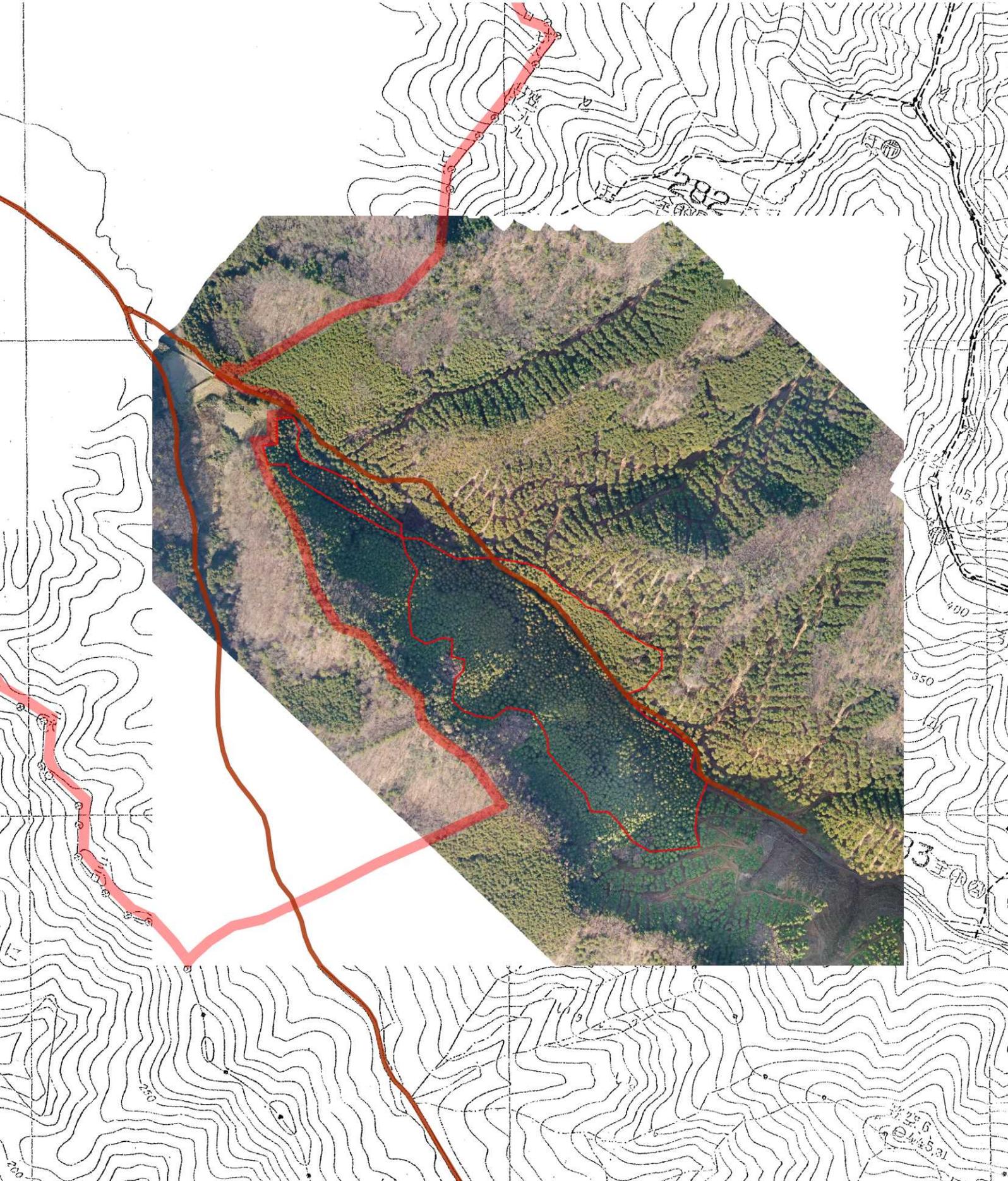
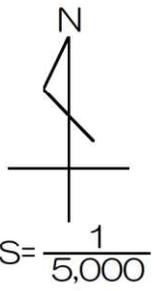
材積:2,670.92m³

伐採種:皆伐

林齢:54

代表樹種:スギ・ヒノキ外

物件所在地:芳賀郡益子町大字上大羽字大川戸国有林 283^へ2林小班





国民の森林・国有林